

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

桜川市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療の保険料の期割・徴収事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や被保険者証の交付等の窓口事務を実施している。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ＜情報提供の根拠＞番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桜川市市民生活部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜川市市民生活部国保年金課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-75-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜川市市民生活部国保年金課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-75-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーを得られない時に行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制限を行っている。毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む)に対し、教育研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	安達 誠	柴 保之	事後	
平成29年8月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	柴 保之	上野 誠一	事後	
平成29年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	上野 誠一	真崎 隆男	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	国保年金課長 真崎 隆男	国保年金課長	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更
令和4年2月21日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	事後	根拠規定見直しによる修正
令和4年2月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年2月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年2月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年2月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年2月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	桜川市市民生活部国保年金課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2	桜川市市民生活部国保年金課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2	事後	
令和6年2月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	桜川市市民生活部国保年金課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2	桜川市市民生活部国保年金課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2	事後	
令和6年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19	事後	法改正による修正
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19	事後	法改正による修正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年1月31日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	様式改正